

管内造船所工場数

令和5年3月31日現在

種類 県別 本・支局別		造船所数					
		許可造船所			登録造船所 (専業)	届出造船所 (専業)	計
		小造法4 条の登録 を受けて いない造	小造法4 条の登録 を受けて いる	合計			
香川	本局	7	1	8	12	6	26
徳島	徳島	4	4	8	7	3	18
愛媛	愛媛	1	1	2	2	0	4
	今治	20	2	22	0	3	25
	宇和島	4	4	8	10	0	18
	小計	25	7	32	12	3	47
高知	高知	2	3	5	5	8	18
合計		38	15	53	36	20	109

- (備考) 1 許可造船所: 以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引き揚げ船台を備える造船施設) を所有し、又は借り受けている造船所
- 2 登録造船所: 小型船造船業法第4条の登録を受けている造船所(総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の鋼製の船舶(総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。))及び総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の木船の製造又は修繕を行う造船所)
- 3 届出造船所: 造船法第5条第1項第1鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
造船法第5条第1項第2 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上のものの製造又は修繕をする事業